京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例(平成14年京都府条例第42号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、平成24年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成25年9月10日

京都府知事 山 田 啓 二

		事		項			件	数
保	管	用地	の届	出。	の件	数		0
保	管	用地	の廃	止。	の件	数		3
勧	勤 告		の) 件		数		0
報	告	の	徴収	の	件	数		0
立	入	検	査	の	件	数	10,	0 4 8
公		表	の	件	:	数		7
法第14条の3の2の規定による 産業廃棄物処理業の許可取消し 7								

- 注1 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検 査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。
 - 2 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第13 7号)をいう。